

令和3年3月8日

岩美町議会
議長 足立 義明 様

岩美町議会
町職員の不祥事に関する調査特別委員会
委員長 杉 村 宏

委員会調査報告書

本委員会に付託された調査事件について、調査を終えましたので、その結果を別添報告書のとおり、岩美町議会会議規則第77条の規定により報告します。

町職員の不祥事に関する調査特別委員会報告書

令和3年3月8日

岩美町議会

町職員の不祥事に関する調査特別委員会

委員長 杉村 宏

副委員長 柳 正敏

委員 田中克美

澤 治樹

川口耕司

宮本純一

寺垣智章

はじめに

岩美町という自治組織の存在意義は、岩美町民によりよい行政サービスを的確に提供することである。町行政がサービスを有効に実施していくにあたっては、町民からの行政組織及びその職員に対する信頼が、大変に重要である。信頼の軽重により、サービス実施に困難を伴う場合や、目標とする受益に達しない場合も考えられる。一方では、想定した目標を越えて費用対効果が大きく生かされる場合も考えられる。

平成26年から30年にかけて、職員の不祥事の発生頻度が高い状態となり、平成30年12月と31年3月の複数回で、特別職の職員の給与減額条例が提案され、可決されている。条例案の提案理由に「職員の不祥事等町民の信頼を損なったことが続いたことに対し、略」や「略 不適切な事務処理により町民の信頼を損なったことに対し、略」とある。

行政は、行政の立場で、行政組織に対する町民の信頼棄損を最小限にとどめ、認められる事象内容、原因の究明や再発防止等に努めることと同時に、停滞することが許されない日々の業務を、職員の、地道で丁寧、かつ、信用できる行動により、町行政全体に対する町民の信頼回復を図り、その維持や向上に努めなければならない。

岩美町という自治体の意志を決定できる唯一の組織が岩美町議会である。そして、町民の負託を受け、行政及びその組織を監視する役割を担っている。議会内に、平成31年3月22日「職員の不祥事に関する特別委員会」を設置し、必要な調査活動を行うこととした。この委員会で、当事者職員及び任命権者等の立場から離れ、岩美町議会が第三者の立場として、法に基づく権能により、事実の認定、原因の究明及び再発の防止を提言することが確認されている。(令和元年12月6日：第3回委員会)

ここに、調査の結果を報告する。

1. 調査の範囲

平成30年議案第84号及び平成31年議案第34号で、その提案理由とされた職員の不祥事の6件、及び、令和元年11月29日の全員協議会に報告された岩美病院の「職員の懲戒処分について」（別紙6）を加えた7件とした。

なお、町民から不祥事案の提示を受けることについて委員長から提案があったが、行うべきではないとする委員等の意見により、町民からの不祥事の提示を受けることは行わないこととした。（令和元年12月6日：第3回委員会）

また、令和2年6月に判明した住民生活課の「戸籍届出書の紛失について」の事案については懲戒処分の審査委員会等の結論（懲戒処分には当たらない）を尊重し、また、これを是として、本委員会の調査対象としなかった。（令和3年3月1日：第6回委員会）

2. 調査の進め方

① 事実の認定と原因の究明のための聞き取りについて

事実の認定と原因の究明のため、当事者等に対する聞き取りを行うこととした。当事者等とは当事者やその上司等としたいとの委員長から提案があったが、上司である課長等のみにすべきとの委員等の意見により、聞き取りは聞き取り時点の管理職員とした。（令和元年12月6日：第3回委員会）

② 事実の認定等のため、当事者の出勤簿等の追加提出について

聞き取りを行うにあたり、事実の認定等の背景を裏付ける資料として出勤簿等の追加提出を依頼したい旨委員長から提案があったが、管理職員への聞き取りによることで足りるとの意見があり、これに委員等が賛同し、出勤簿等の追加提出依頼は行わないこととした。（令和元年12月6日：第3回委員会）

③ 陳述書について

聞き取りを行うにあたり、当事者に対し、全員協議会資料の確認及び意見、発生原因、再発防止策を述べていただく陳述書を頂きたい旨委員長から提案があったが、聞き取り対象が管理職員のみとされたため、陳述書の追加提出依頼は行わないこととした。（令和元年12月6日：第3回委員会）

④ 聞き取り体制について

議長を含め8名の議員が、個室である委員会室において聞き取りをすることとなると、聞き取られる立場へは威圧感をどうしても与えてしまう。3名程度の聞き取り委員を委員長指名したいとの委員長提案に対し、情報を共有すべきで全委員で行うべきとの委員等の意見により、全委員と議長による8名で聞き取りを行うこととした。（令和元年12月6日：第3回委員会）

3. 不祥事案の概略（発生日順）

詳細は、全員協議会資料（別紙1、6）、別添一覧表（別紙3）等のおりだが、各事案7件の概略を掲載する。

事案① 源泉徴収所得税事務－1（徴収漏れ）

発生日：平成26年1月～、判明日：平成30年10月19日

概要：税務署職員による平成26年1月以降の源泉徴収所得税の徴収漏れの指摘があった。

対応：徴収漏れの該当者に対し町への納付を依頼し、町から税務署への納付は平成31年

2月1日に完了し、不納付加算税及び延滞税は、町費支出で同年3月14日に納付した。

再発防止策：旅費や法人格の有無を確認し徴収漏れを防ぐ。住宅借入特別控除適用者のローン借り入れの確認を毎年行う。担当課内の二重チェックを徹底する。

懲戒処分の内容：担当課長 嚴重注意

事案② 源泉徴収所得税事務－2（徴収漏れ）

発生日：平成30年7月～11月、判明日：平成30年12月13日

概要：乙欄課税とすべきところを、甲欄課税し、源泉徴収所得税が徴収漏れとなった。

対応：徴収漏れの該当者に対し謝罪と説明を行い、町への納付を依頼し、町から税務署への納付は平成31年1月10日に完了した。

再発防止策：上司によるシステム設定状況の確認を行う。

懲戒処分の内容：担当課長 嚴重注意

事案③ 源泉徴収所得税事務－3（過徴収）

発生日：平成30年10月、判明日：平成30年12月17日

概要：報酬に対する適用税率誤りによる過徴収。

対応：該当者に謝罪し、町から12月19日に返金した。

再発防止策：他職員による再チェックを行う。

懲戒処分の内容：担当課長 嚴重注意

事案④ 介護保険料不適切事務

発生日：平成27年度～、判明日：平成30年12月25日

概要：介護保険料について、賦課・徴収・還付のなされていない事例があり、適切な事務が行われていなかった。

対応：臨戸により該当者に謝罪・説明し、賦課・徴収については3月中の納付を依頼し、還付については2月中に行った。

再発防止策：他職員による再チェックを行う。

懲戒処分の内容：担当課長及び課長補佐 嚴重注意、担当係長 訓告、担当者 戒告

事案⑤ 飲酒運転

発生日：平成30年3月18日、判明日：平成30年3月19日

概要：乗用車で帰宅中に飲酒し、町内の駐車場で構造物に接触したまま、車内で就寝しているところを警察官に職務質問され、飲酒して運転したことを認めた。

対応：町職員に文書で綱紀肅正を通知し、警察署員による研修を全職員対象に行った。

再発防止策：(特になし)

懲戒処分の内容：担当管理職員 訓告、本人 停職6か月

事案⑥ 軽自動車税誤振替

発生日：平成30年4月、判明日：平成30年5月7日

概要：軽自動車税のうち減免対象者で口座振替すべきでない軽自動車税相当額を誤って口座振替した。

対応：5月7日に該当者宅を臨戸し謝罪し、5月8日に口座返還の手続きを行った。

再発防止策：主査と副査で相互チェックを行う。

懲戒処分の内容：課長、課長補佐、担当者 いずれも訓告

事案⑦ 歯科診療材料窃取

発生日：令和元年6月5日～21日

概要：歯科室診療材料棚から歯科鑄造用金銀パラジウム合金を窃取。

対応：(特になし)

再発防止策：診療材料を取り出す職員は、管理シールにサインする。

物品納入業者が管理シール回収の際に、責任者等が確認する。

材料使用料を全職員に周知する。

職員の異動時には鍵の引継ぎを責任者等2名で行う。

懲戒処分の内容：事務局管理職員 訓告、

前年度事務局管理職員及び医療技術部室長 厳重注意、本人 免職

4. 不祥事案調査（聞取り）内容と委員会の判断について

「」内、聞取り対象者の発言趣旨

⇒ 以下は、当委員会の判断

事案①②③ 源泉徴収所得税事務－1（徴収漏れ）、2（徴収漏れ）、3（過徴収）

日付：令和元年12月18日（水）

聞取り対象者：総務課長

既提出済み資料の訂正・追加等について

「なし」

⇒ 特に異論なく、提出資料のとおり的事实と認める。

原因について

「チェック機能が働かず、回ってきた文書を確認もせずに回していたと思われる。」

⇒ 特に異論なく、発言に沿った原因と認める。

再発防止策の実施の有無等について

「すでに取り組んでいる。再発防止策の実施について継続実施もできている。ダブルチェックも二人の担当者が主査、副査で判を押している。主査、副査の機能が働いていなかった中で、今は、ダブルチェックできるように、当たり前のことをしているという認識だ。職員の適材適所や、定期的な担当替え、事務引継ぎ、業務マニュアルが示す意味も含めて仕事を進めたい。担当課内の管理職員の過重な負担もない。」

⇒ 適切な再発防止策と認める。再発防止の提言は行わない。

事案④ 介護保険料不適切事務

日付：令和2年3月17日（火）

聞取り対象者：健康長寿課長、同席者：総務課長

既提出済み資料の訂正・追加等について

「なし」

⇒ 特に異論なく、提出資料のとおり的事实と認める。

原因について

「賦課、更正をすべき時期に事務処理を怠り、徴収事務については口座振替依頼を怠っていた。これらの課内の確認ができていなかった。」

⇒ 特に異論はないが、事務を怠るに至った理由は不明。

再発防止策の実施の有無等について

「保険料の賦課・更正事務は、毎月一覧表を作成し、副査のチェックを実施している。継続実施を管理職が確認している。管理職員の過重負担にはなっていない。」

⇒ 適切な再発防止策と認める。再発防止の提言は行わない。

事案⑤ 飲酒運転

日付：令和2年3月17日（火）

聞取り対象者：教育委員会次長、同席者：総務課長

既提出済み資料の訂正・追加等について

「なし」

⇒ 特に異論なく、提出資料のとおり的事实と認める。

原因について

「休日において、乗用車で帰宅中に飲酒し、町内の駐車場で構築物に接触したまま、車内で就寝していた。」

⇒ 特に異論はないが、飲酒に至った理由は不明。

再発防止策の実施の有無等について

「行政の対応として、文書により綱紀肅正の通知や、全職員対象に警察職員による研修を行った。岩美町職員の懲戒処分等の基準に関する規程を、外部委員を入れた懲戒委員会の意見を踏まえたうえで、改定した。」

⇒ 行政組織の職員全般に対する一般的な事案ではなく、当該職員の個人的行状に起因して発生した事案である。なお、事案発生時点における懲戒処分の規程に基づき、懲戒は適切に処分されている。また、本事案の発生により、外部委員を入れた懲戒委員会の意見を踏まえたうえで、懲戒処分基準も見直され、以後の懲戒処分基準は、主権者の理解を得るものとする。一般的で当然な規範を遵守することの再確認も含め、適切な再発防止策と認める。再発防止の提言は行わない。

事案⑥ 軽自動車税誤振替

日付：令和2年3月17日（火）

聞取り対象者：税務課長、同席者：総務課長

既提出済み資料の訂正・追加等について

「なし」

⇒ 特に異論なく、提出資料のとおり的事实と認める。

原因について

「主査と副査での相互チェックが行われていなかった。」

⇒ 特に異論なく、資料に沿った原因と認める。

再発防止策の実施の有無等について

「主査・副査のチェックは通常業務として当たり前に行っている。また、週1回、木曜日の打ち合わせで、事務処理に滞っていることがないか意見交換する時間を取っている。」

⇒ 適切な再発防止策と認める。再発防止の提言は行わない。

事案⑦ 歯科診療材料窃取

日付：令和2年3月17日（火）

聞き取り対象者：病院事務長、同席者：総務課長

全員協議会資料の訂正・追加等について

「なし」

⇒ 特に異論なく、上記資料のとおり的事实と認める。

原因について

「鍵の管理等が充分ではなかった。」

⇒ 特に異論はないが、窃取に至った理由は不明。

再発防止策の実施の有無等について

「診療材料を取り出す職員は、管理シールにサインする。納入業者が管理シール回収する際に、責任者等が確認する。材料使用量を全職員に周知する。職員の異動時には鍵の引継ぎを責任者等2名で行う。鍵の所有状況を事務局で管理する。再発防止を行うにあたって、医療サービスに影響はない。」

⇒ 適切な再発防止策と認める。再発防止の提言は行わない。

5. 委員会開催等の経過

日付：平成31年3月22日、「町職員の不祥事に関する特別委員会」設置

日付：平成31年3月22日、第1回委員会開催

協議事項：正副委員長の互選について

日付：令和元年8月27日、町議会議長から町行政への資料提出依頼
提出を依頼する資料

- (1) 平成30年議案第84号及び平成31年議案第34号で、その提案理由とされた職員の不祥事等に係る全員協議会資料等 1式
- (2) (1)に係る事案とそれに符合する資料の一覧表 1部

日付：令和元年10月21日、町行政から町議会議長への資料提出
回答として提出された資料

- (1) 平成30年議案第84号及び平成31年議案第34号で、その提案理由とされた職員の不祥事等に係る全員協議会資料等 1式（別紙1のとおり）
- (2) (1)に係る事案とそれに符合する資料の一覧表 1部（別紙2のとおり）

日付：令和元年11月11日、第2回委員会開催
調査事項

- (1) 本委員会設置目的の確認について
- (2) 調査の進め方について
- (3) 秘密会の適用について

日付：令和元年11月22日、町議会議長から町行政への資料提出依頼
提出を依頼する資料

- (1) 平成30年議案第84号及び平成31年議案第34号で、その提案理由とされた職員の不祥事等に係る事案について、事案の発生日、判明日、概要、当事者の職名等、対応、再発防止策、行政の処分日とその内容等が明らかになる一覧表（発生日順）
- (2) 懲戒処分を行う基準が分かる書類

日付：令和元年11月29日、町行政から町議会議長への資料提出
回答として提出された資料

- (1) 平成30年議案第84号及び平成31年議案第34号の提案理由に係る事案の発生日等一覧表（別紙3のとおり）
- (2) 岩美町職員の懲戒処分等の基準に関する規程（平成29年4月1日改正）
（別紙4のとおり）

- (3) 岩美町職員の懲戒処分等の基準に関する規程（令和元年9月19日改正）
（別紙5のとおり）

日付：令和元年12月6日、第3回委員会開催

調査事項

- (1) 調査の範囲について
- (2) 調査の進め方について

日付：令和元年12月18日、第4回委員会開催

調査事項

- (1) 源泉所得税関係3件の聞き取りについて

日付：令和2年3月17日、第5回委員会開催

調査事項

- (1) 町職員の不祥事4件の聞き取りについて
 - ① 介護保険料に係る不適切な事務処理について
 - ② 教育委員会職員が起した飲酒運転について
 - ③ 軽自動車税の徴収誤りについて
 - ④ 歯科技工材料の窃盗について

日付：令和2年6月17日

「戸籍届出書の紛失」事案の判明

日付：令和3年3月1日、第6回委員会開催

調査事項

- (1) 町職員の不祥事に関する調査特別委員会報告書について
- (2) 報告書等の公開について

日付：令和3年3月8日、本会議報告

「町職員の不祥事に関する調査特別委員会報告書」を提出

日付：令和3年3月8日、「町職員の不祥事に関する特別委員会」調査終了により解散

6. その他

○秘密会非適用

町職員のプライバシー等、秘すべき内容の審議が見込まれる会議においては、委員長及び各委員からの提案により秘密会とするよう第2回委員会で協議したが、本委員会の会議全てにおいて、委員長、各委員等からの提案はなく、本委員会の会議を秘密会とすることはなかった。

なお、委員会協議（令和3年3月1日：第6回委員会）を踏まえ、本委員会の目的として再発防止に重点を置いていることから、本報告書については職員の個人名を明らかにしていない。（別添各資料の氏名部分は空白としている。）

○調査の結果等における提言と報告について

当委員会の当初においては、再発防止のため、調査後に提言を行うとしていたが、調査した全7件とも、適切な再発防止策が報告されており、その後の実施状況も、相当の期間、良好と認められることから、提言ではなく、報告に止めることとした。（令和3年3月1日：第6回委員会）

○報告時期について

第5回の委員会により、調査対象の7件の聞き取りが終了し、提言書の作成を進めていたところ、結果的に、懲戒処分の対象外とされたものの、行政における不適切事案が令和2年6月に判明し、「戸籍届出書の紛失について」として、全員協議会で説明された。

聞き取り時点で、7件の再発防止等は有効に機能していると本委員会で認められているが、上記の新たな不適切事案の判明により、しばらくの期間さらに注視し、再発防止等の実施結果を見守るべきではないかと委員長判断し、事後とはなったが本委員会で認められ、年度末となる令和3年3月定例会中に報告することとなった。（令和3年3月1日：第6回委員会）

当初、速やかな提言を行うとの発言から相違することとなったことについては、町民の皆様には謝罪したい。

なお、本委員会設置後、聞き取り実施まで約9カ月費やしているが、これは、資料収集に要した期間であるとともに、行政の再発防止策が有効に機能しているかを注視し、その再発防止策の実施内容を確認するための期間とした。

おわりに

このたびの特別委員会は、いわゆる「第三者委員会」であり、その本来の役割は、当事者と関わらない中立の立場でできる限り調査し、改善策を提示することである。そこには3つの役割が同時に求められる。①証拠から事実を認定する。②何を調べるかを定める。③当事者の言い分も聞く。それらの役割の達成が、町民の皆様の目線にかなうレベルに、本報告書が到達しているとは言い難い。しかしながら、本委員会が設置されたことも含め、本委員会の調査実施により、町行政を執行し、または、不執行となった場合、それが町民にどれほど大きな影響を与えることとなるのかなど、行政組織や行政職員におかれては、緊張感を改めて実感していただけたと受け止めている。したがって、行政組織に対して議会が担う監視の役割は一定程度達成されたと考えたい。

現下は、新型コロナウイルスの禍中であるが、町行政は、日々新たな課題に直面する。迅速に、的確に対応するとともに、町民の福祉の向上という使命を帯びている。誤りを行ってしまったことに過度に臆することなく、新年度などに向けて、新たな課題も含めて、勇気をもって、岩美町行政を果敢に進めることを期待する。

軽自動車税の徴収誤りについて

1. 内容

平成30年度軽自動車税のうち減免対象者に係る徴収事務において、本来、口座振替すべきでない軽自動車税相当額を誤って口座振替していたことが判明しました。

2. 経緯

平成30年4月 1日 軽自動車税の賦課期日

平成30年4月上旬 減免対象者あて減免申請書案内
(従来より納税義務者の利便性を図るため事前送付を実施)
併せて、4月16日までに申請して頂くよう依頼し、
申請者には、納税通知書を送付しないことを説明

平成30年4月23日 口座振替依頼

平成30年5月 1日 納期限、口座振替施行

平成30年5月 3日 5月2日までの収納確認を実施したところ、減免者に対しても口座振替を依頼していることが発覚
あわせて、全件確認を実施

平成30年5月 7日 対象者(2名)より問い合わせ

3. 対象者等

該当納税義務者数	36名
対象軽自動車税額	290,800円(詳細は別紙のとおり)

4. 原因・対応等

- ・口座振替依頼書と減免申請書とのチェックができていなかったことが原因です。
- ・誤って口座振替した口座へ5月8日に返還手続きをするとともに、5月7日該当者宅を臨戸し、説明・謝罪します。
- ・マスコミ発表します。
- ・改めて、主査と副査が相互チェックすることを行います。

軽自動車税減免者(身体障害者又は精神障害者)口座振替一覧

車種	1台当税額	鳥銀	合銀	信金	JA	信漁連	ゆうちょ
軽自動車 四輪 乗用	10,800					○	
	10,800					○	
	7,200					○	
	7,200				○		
	7,200						○
	7,200						○
	12,900				○		
	7,200		○				
	12,900			○			
	12,900						○
	7,200			○			
	7,200		○				
	10,800			○			
	7,200				○		
	7,200				○		
	7,200			○			
	7,200					○	
	7,200					○	
	7,200				○		
	7,200			○			
	5,400		○				
	12,900				○		
	7,200				○		
	7,200						○
	12,900			○			
	12,900					○	
	7,200						○
7,200		○					
7,200		○					
10,800					○		
小計 262,800							
軽自動車 四輪 貨物	4,000					○	
	4,000		○				
	6,000		○				
	6,000			○			
	4,000				○		
	4,000		○				
人計		1	7	7	8	8	5
計		4,000	44,200	64,200	65,800	70,900	41,700

合計 290,800

職員の懲戒処分について

教育委員会職員が、平成30年3月18日（日）夕方、市内のスーパーマーケットから乗用車で帰宅中に缶酎ハイを飲み、町内のスーパーマーケットの駐車場でフェンスに接触したまま、車内で寝ているところを警察官に職務質問され、飲酒して運転したことを認めたとの事案があったため、平成30年6月8日付けで下記のとおり懲戒処分を行いました。

常日頃から、交通法規の遵守に取り組んできたところですが、今回、町教育委員会職員がこのような事件を起こしたことは誠に遺憾であります。

今後は、服務規律の確保と徹底した再発防止に努め、町民の皆様の信頼回復に努めて参ります。

1. 処分日 平成30年6月8日

2. 処分を行った者及び処分内容

学校給食共同調理場 50代女性係長 停職6ヶ月
本人への処分説明は、文書で行いました。

3. その他 学校給食共同調理場の50代男性所長を監督責任により訓告処分としました。

源泉徴収所得税の徴収漏れについて

平成30年10月1日（月）から10月5日（金）までの5日間、鳥取税務署から委任を受けた松江税務署署員2名が、岩美町役場で平成26年1月以降の源泉徴収所得税の徴収状況の調査を行い、その結果、次のとおり徴収漏れの指摘がありました。

1. 徴収漏れを指摘された事項及び金額

項目	指摘された年	人数	金額
①税額表適用誤り（扶養控除申告書なし）	平成30年	29名	487,164円
②乙欄適用者の税率誤り	平成30年	11名	14,616円
③住宅借入金特別控除誤り	平成26～29年	1名	800円
④講師に対する旅費等課税漏れ	平成27～29年	15名	67,683円
⑤講師報酬課税漏れ（個人事業主分）	平成26～30年	1名	1,184,030円
⑥芸能人の役務提供を行う者の報酬	平成28～30年	1名	69,590円
⑦デザイン報酬・著作権の使用料	平成26, 29, 30年	1名	13,068円
合計		59名	1,836,951円

●税務署指摘事項の概要

①税額表適用誤り（扶養控除申告書なし）

扶養控除申告書の提出がない場合は、税額表の適用区分は、甲欄ではなく乙欄を適用すること。（年末調整で精算することが前提であるため、甲欄適用は、税額が低くなっている。）

②乙欄適用者の税率誤り

報酬等の額が、88,000円以上の者は、単に税率を乗じた税額を徴収するのではなく、報酬額に応じた税額表記載の額を徴収すること。

③住宅借入金特別控除誤り

住宅借入金を借り換えた場合は、通常とは別の計算方法により税額を算出すること。

④講師に対する旅費等課税漏れ

謝礼等給与所得とならない場合は、旅費についても課税対象となるため、謝礼額と合算し税額を算出すること。

⑤講師報酬課税漏れ（個人事業主分）

個人事業主に支払う講師報酬については、支払者の予算区分に関係なく課税対象となること。

⑥芸能人の役務提供を行う者の報酬

芸能人の役務の提供を内容とする事業を行う者のその役務提供に関する報酬は、支払者の予算区分に関係なく課税対象となる。

⑦デザイン報酬・著作権の使用料

デザインの報酬及び著作権の使用料を個人に支払う場合は、支払者の予算区分に関係なく課税対象となる。

2. 今後の処理方針

対象となった方から返金していただき、税務署に納付します(源泉徴収所得税は、預り金であるため、予算措置は必要ありません)。

それに伴い、不納付加算税及び延滞税が発生するため、平成30年度12月補正に公課費の計上をお願い、予算措置後納付します。

■ 総務一般管理費 (2款 総務費 1項 1目 一般管理費)

○公課費

【補正金額】 165千円

内訳	不納付加算税	137,000円
	延滞税(12月28日納付と仮定)	27,300円
	合 計	164,300円

3. 再発防止について

今後、次のことを行い、適正な源泉徴収事務を執行します。

- ・謝礼を旅費を含んだ額とし、旅費への徴収漏れを防ぎます。
- ・株式会社等の記載のない者については、法人格の有無等を確認し、個人事業主への徴収漏れを防ぎます。
- ・二重チェックを徹底し、単純なミス無くします。
- ・住宅借入金特別控除適用者に、ローンの借り換えの有無を毎年確認します。

職員の懲戒について

平成30年3月18日(日)に教育委員会職員が起こした下記の件について、行政処分等が出揃い、刑が確定したため、平成30年9月19日に職員懲戒審査委員会を開催し、本件に係る懲戒処分を変更する必要性について確認を行いました。

1. 経過

教育委員会職員が、平成30年3月18日(日)夕方、市内のスーパーマーケットから乗用車で帰宅中に缶酎ハイを飲み、町内のスーパーマーケットの駐車場でフェンスに接触したまま、車内で寝ているところを警察官に職務質問され、飲酒して運転したことを認めたとの事案があったため、平成30年6月8日付けで懲戒処分を行いました。

学校給食共同調理場	係長	停職6ヶ月
学校給食共同調理場	所長	訓告(監督責任)

2. 行政処分等

平成30年7月12日	鳥取県公安委員会	運転免許取消処分(欠格期間2年)
		違反内容 酒気帯び運転
平成30年7月31日	鳥取簡易裁判所	罰金30万円
		罪となるべき事実 酒気帯び運転

3. 職員懲戒審査委員会での審査結果について

平成30年9月19日に開催した職員懲戒審査委員会では、懲戒処分後に確定した刑を受け、処分を変更する必要があるかを審査しました。

その結果、確定した刑及び違反内容は、処分時に想定した刑であり、処分を変更する新たな事実はなく、懲戒処分の変更は必要ないと判断されました。

4. 再発防止について

今回の事案を受け、次のことを行い、再発防止に取り組んでいます。

- ・平成30年3月22日付けで、文書により綱紀肅正を通知しました。また、懲戒処分後の平成30年6月8日にも、文書により、処分を行ったこと及び綱紀肅正についての通知を行いました。

- ・平成30年3月28日に、鳥取警察署の署員を講師とし、飲酒運転防止の研修を行いました。
- ・毎月開催している朝礼で、町長より訓示を行いました。
- ・平成30年8月よりアルコールチェッカーを導入し、公用車を運転する前に呼気検査を実施しています。

今回、職員の酒気帯び運転という町民の皆様の信頼を裏切る行為がありました。再度、服務規律の確保に努め、町民の皆様の信頼回復に努めて参ります。

源泉徴収所得税の誤りについて

源泉徴収所得税の徴収漏れにつきましては、平成30年11月22日の総務教育常任委員会でご報告したところですが、新たに源泉徴収所得税の徴収漏れ及び過徴収が判明しましたので、ご報告いたします。

1 徴収漏れが判明した源泉徴収所得税

項 目	徴収漏れしていた月	人数	金 額
町議会議員報酬	平成30年7月～11月	5名	932,463円

●徴収漏れ事項の概要

町議会議員報酬については、年末調整を行わないため、乙欄課税を行うべきところを、改選により新たに町議会議員となられた5名について甲欄課税を行っていました。

●原因と再発防止について

議会議員や職員については、給与システムにより源泉徴収所得税を計算しますが、年末調整を行わない議会議員報酬については、システムの課税設定を甲欄から乙欄に変更する必要がありますが、改選により新たに町議会議員になられた方をシステムに登録する際、課税設定の変更を行わなかったこと及びチェック体制が不十分であったことが原因です。

今後については、新規の登録があった場合、担当係長によるシステムの設定状況の確認を行います。

なお、該当の5名の方には、平成30年12月18日（火）までに謝罪と説明をさせていただき、納付をお願いいたしました。

2 過徴収が判明した源泉徴収所得税

項 目	過徴収していた月	人数	金 額
岩美町スポーツ推進委員報酬	平成30年10月	17名	3,655円 (215円/人)

●過徴収事項の概要

岩美町スポーツ推進委員については、月額報酬であり、3.063%の税率ですが、10月分の報酬について、誤って10.21%の税率で徴収しました。

●原因と再発防止について

スポーツ推進委員報酬については、給与システムで処理はせず、直接手計算で行っています。その際税率を間違えたこと及びチェック体制が不十分であったことが原因です。

今後は、担当者が計算し作成した伝票を、再度他の職員が計算・確認することとしました。適用される税率については、特に注意し、ミスを繰り返さないようにいたします。

なお、該当の17名の方には、平成30年12月17日（月）までに謝罪と説明をさせていただき、平成30年12月19日（水）にそれぞれの口座にお返しいたします。

介護保険料に係る不適切な事務処理について

1. 概要

平成 27 年度以降の介護保険料に係る事務について、賦課・徴収されていなかったものや還付されていなかったものがあるなど適切に事務が行われていなかったことが判明しました。

2. 原因

賦課、更正の漏れについては、賦課、更正をすべき時期に事務処理を怠っていたこと、徴収事務においては、口座振替依頼を怠っていたこと、また、還付事務においては対象者の抽出に漏れがあったことによるものなどで、いずれにおいても担当者任せになっており、課内での確認ができていませんでした。

3. 不適切な事務処理の内容と対応方針

内 容	対応方針
<p>1. 保険料の賦課・更正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 2～3 月 65 歳到達者等に保険料を賦課していない。 <li style="padding-left: 2em;">H29 年度 57 人：57 件 612,000 円 ・過年度に修正申告のあった方の保険料の更正をしていない。 <li style="padding-left: 2em;">H27 (H26) 年度 3 人：3 件 189,300 円 ・介護保険システムの保険料収納の誤消込 <li style="padding-left: 2em;">H29 年度 8 人：8 件 101,300 円 (入金を確認せずに消込) ※ H29.12.26 農協引落分について、データは作成してあったが振替依頼をしていなかった。 ・相続人代表者への二重還付 <li style="padding-left: 2em;">H28 年度 1 人：1 件 5,300 円 ・特別徴収から普通徴収への処理未完了 <li style="padding-left: 2em;">H27 年度 1 人：1 件 500 円 (死亡のため、特別徴収(年金)できなかった額を個人に請求しなければならなかったが、請求していない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・H30 年度会計において、29 年度分として賦課し、納付を依頼。 ・時効 ・納付を依頼する ・誤還付額の返還を依頼 ・時効

<p>2. 還付事務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 還付未済 <ul style="list-style-type: none"> H26年度 3人：3件 (死亡2件、転出1件) 9,200円 H27年度 20人：26件 (死亡20件、修正申告1件、二重納付5件) 212,300円 H28年度 15人：23件 (死亡10件、修正申告5件、転出7件、 二重納付1件) 208,200円 H29年度 48人：57件 (死亡55件、修正申告2件) 440,700円 ・ 過年度に修正申告のあった方の保険料の更正をしていない。 <ul style="list-style-type: none"> H28 (H27) 年度 2人：2件 29,200円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 還付事務を進める (2年の時効経過分を還付できるように要綱を設定する。) 												
<p>3. 年金局への返納について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未処理であったもの <ul style="list-style-type: none"> H29年度 2人：2件 27,400円 ・ 年金局への返納分を相続人代表者に誤還付 <ul style="list-style-type: none"> H28年度 2人：2件 31,800円 H29年度 2人：2件 15,400円 H30年度 1人：1件 5,500円 ・ 年金局と相続人代表者に二重還付していたもの <ul style="list-style-type: none"> H27年度 1人：1件 5,600円 H28年度 1人：1件 10,400円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返納処理中 ・ 誤還付額の返還を依頼 ・ 年金局への返納 ・ 誤還付額の返還を依頼 												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">賦課・納付・返還 (時効分を除く)</td> <td style="text-align: right;">73人</td> <td style="text-align: right;">787,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">還付</td> <td style="text-align: right;">88人</td> <td style="text-align: right;">899,600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(うち、要綱による還付)</td> <td style="text-align: right;">35人</td> <td style="text-align: right;">403,700円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">年金局への返納</td> <td style="text-align: right;">7件</td> <td style="text-align: right;">80,100円</td> </tr> </table>		賦課・納付・返還 (時効分を除く)	73人	787,300円	還付	88人	899,600円	(うち、要綱による還付)	35人	403,700円)	年金局への返納	7件	80,100円
賦課・納付・返還 (時効分を除く)	73人	787,300円											
還付	88人	899,600円											
(うち、要綱による還付)	35人	403,700円)											
年金局への返納	7件	80,100円											

4. 対応等

過年度分の修正申告などにより、賦課額が増加する方のうち、時効が到来している方については追徴を行わないこととしたい。

賦課・納付・返還の対象の方については、臨戸により謝罪と説明を行い、3月末までの納付・返還についてお願いを行います。納付・返還が困難な方へは分納・分割の相談を行います。

還付ができていなかった方についても、臨戸により謝罪と説明を行い、2月中に還付を行いたい。また、時効が到来している方についても還付ができるよう別途要綱を設定したうえで、同様に還付を行いたい。

5. 再発防止

介護保険料の賦課・徴収・収納の一連の事務について、担当者任せにするのではなく、別の係員（副査）、係長、課長が各段階で確認作業を行うことを改めて徹底します。

- ・ 保険料の賦課、更正事務については、担当者が毎月の異動（65歳到達、死亡、転入、転出、修正申告）の状況に基づき、賦課、更正一覧を作成し別の係員（副査）が確認します。
- ・ 死亡により還付が必要な場合は、年金局からの通知、相続人代表者の届の有無を担当者と別の係員（副査）で確認し、還付事務を進めます。
- ・ 口座引き落とし（振替依頼）については、担当者が作成したデータ（USBに収納）を出納室に引き継いだことを係長が確認します。
- ・ 収納事務については、担当者が日々の収納情報を介護保険システムに入力し、月末時点で滞納分・現年分の収納額の一覧を作成し、係長が公会計システムで金額の確認を翌月10日までにを行います。
- ・ 個々の業務の実施状況、確認作業の実施状況の確認を毎月月末に課長が行います。

提出資料一覧表

- 1 平成30年5月8日全員協議会資料「軽自動車税の徴収誤りについて」
- 2 平成30年6月13日全員協議会資料「職員の懲戒処分について」
- 3 平成30年12月6日全員協議会資料「源泉徴収所得税の徴収漏れについて」
- 4 平成30年12月6日全員協議会資料「職員の懲戒について」
- 5 平成30年12月19日全員協議会資料「源泉徴収所得税の誤りについて」
- 6 平成31年2月4日全員協議会資料「介護保険料に係る不適切な事務処理について」

平成30年議案第84号及び平成31年議案第34号の提案理由に係る事案の発生日等一覧表

発生日	判明日	概要	当事者の職名等	対応	再発防止策	懲戒処分日	懲戒処分の内容
平成26年1月～	平成30年10月19日	鳥取税務署から委任を受けた松江税務署職員が平成26年1月以降の源泉徴収所得税の徴収状況の調査を行い、1,836,951円(59人)の徴収漏れを指摘された。	環境水道課 主事 住民生活課 主任 総務課 主事 総務課 課長補佐 総務課 主任 総務課 主任	11月1日 総務課より担当課へ該当者への納付依頼文書を発出した。その後、担当課より該当者へ納付を依頼し、納付があったものを鳥取税務署へ順次納付する。 平成31年2月1日 税務署への納付が完了した。 3月14日 不納付加算税及び延滞税納付した。	・謝礼は旅費を含んだ額とし、旅費への徴収漏れを防ぐ。 ・株式会社等の記載のない者については、法人格の有無を確認し、個人事業主への徴収漏れを防ぐ。 ・住宅借入金特別控除適用者に、ローンの借り換えの有無を毎年確認する。 ・二重チェックを徹底し、単純なミスをなくす。	平成31年3月29日	課長 嚴重注意
平成30年7月～11月	平成30年12月13日	改選により新たに議員となられた5人の議員報酬について、乙欄課税すべきところを、甲欄課税し、源泉徴収所得税が徴収漏れとなった。(932,463円)	総務課 主任	12月18日までに謝罪と説明を行い、納付していただいた。 1月10日 税務署に納付した。	担当係長が、システムの設定状況の確認を行う。		
平成30年10月	平成30年12月17日	スポーツ推進委員の報酬(10月分)の源泉徴収所得税の税率を誤って過徴収した。(17人、3,655円)	総務課 主任	12月17日までに該当者に謝罪を行い、12月19日に口座に返金した。	担当者が作成した伝票を、他の職員が再チェックする。		
平成27年度～	平成30年12月25日	平成27年度以降の介護保険料に係る事務について、賦課・徴収されていなかったものや還付されていなかったものがあるなど適切に事務が行われていなかった。(168人、1,767,000円)	健康長寿課 主事	臨戸により謝罪・説明を行い、3月中の納付を依頼した。還付については、2月中に行った。	・保険料の賦課・更正事務については、毎月賦課更正一覧を作成し、副査がチェックする。 ・死亡による還付は、年金局からの通知等を複数の職員でチェックする。 ・口座引き落としのデータが出納室に引き継がれたことを係長が確認する。 ・収納事務については、毎月収納額一覧を作成し、係長が介護システムと公会計システムの金額確認を行う。 ・個々の業務の実施状況・確認作業の実施状況を毎月課長が確認する。	令和元年10月8日 (担当者は病気休職中のため、執行を保留中)	担当者 戒告 担当係長 訓告 課長補佐 嚴重注意 課長 嚴重注意
平成30年3月18日	平成30年3月19日	市内のスーパーマーケットから乗用車で帰宅中に缶酎ハイを飲み、町内のスーパーマーケットの駐車場でフェンスに接触したまま、車内で寝ているところを警察官に職務質問され、飲酒して運転したことを認めた。	学校給食共同調理場 係長	3月22日、6月8日に文書により綱紀粛正を通知した。 3月28日に鳥取警察署員を講師に全職員対象に研修を実施した。		平成30年6月8日	本人 停職6か月 所長 訓告
平成30年4月	平成30年5月7日	平成30年度軽自動車税のうち減免対象者に係る徴収事務において、口座振替すべきでない軽自動車税相当額を誤って口座振替した。(36人、290,800円)	税務課 主任	5月7日に該当者宅を臨戸し謝罪を行った。 5月8日に誤って口座振替した口座に返還する手続きを行った。	主査と副査で相互チェックを行う。	平成30年6月8日	担当者 訓告 課長補佐 訓告 課長 訓告

○岩美町職員の懲戒処分等の基準に関する規程

平成23年10月1日訓令第8号
改正 平成29年4月1日訓令第2号

(目的)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づく職員の懲戒処分について、その基準に関する事項を定め、もって懲戒処分の公正を確保することを目的とする。

(適用等)

第2条 この訓令は、代表的な懲戒処分の事由を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の処分量定を掲げたものであり、地方公務員法に定める一般職の職員（臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）に適用するものとする。

(懲戒処分等の基準等)

第3条 懲戒処分等の標準例については、次のとおりとする。

(1) 一般服務関係

非違行為の種類		懲戒処分
欠勤	正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員	減給又は戒告
	正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員	停職又は減給
	正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員	免職又は停職
遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員	戒告
勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱、又は私的な行為を繰り返すなどして職務を怠った職員	減給又は戒告
職場内秩序びらん乱	暴行により職場の秩序を乱した職員	停職又は減給
	暴言により職場の秩序を乱した職員	減給又は戒告
営利企業等の従事	許可なく営利企業等に従事した職員	減給又は戒告
違法な職員団体活動	地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業及び怠業その他の争議行為をなし、又は町の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員	減給又は戒告
	地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのおかし、若しくはあおった職員	免職又は停職
秘密漏えい	故意又は重大な過失により職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を与え又は町民等に重大な損害若しくは不利益等を与えた職員	免職又は停職
	過失により職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に支障を与え又は町民等に損害若しくは不利益等を与えた職員	減給又は戒告
政治的目的を有する文書の配布	地方公務員法第36条第2項に違反して政治的目的を有する文書を配布した職員	戒告
コンピュータの不適正利用	職場のコンピュータを職務外の目的で不適正に使用し、又は情報資産等を故意に破壊、改ざんした職員	停職、減給又は戒告

セクシュアル・ハラスメント	暴行・脅迫又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることによりわいせつな行為をした職員	免職又は停職
	相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した職員	停職又は減給
	上記の言動により相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	減給又は戒告
	上記の言動により相手が強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患したとき	停職又は減給
パワーハラスメント	職務上の地位、権限などを背景として、いじめや嫌がらせなど人権の侵害にあたる行為を行った職員	停職又は減給
	上記の言動を繰り返したことにより相手が強度のストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
不適正な申請、報告等	事実をねつ造して虚偽の休暇等の申請又は報告を行い、又は必要な報告等を故意に行わなかった職員	減給又は戒告

(2) 公金公物取扱い関係

非違行為の種類		懲戒処分
横領	公金又は公物を横領した職員	免職
窃取	公金又は公物を窃取した職員	免職
詐欺	人を欺いて公金又は公物を交付させた職員	免職
紛失	公金又は公物を紛失した職員	戒告
盗難	重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員	戒告
公物損壊	故意に職場において公物を損壊した職員	減給又は戒告
出火	過失により職場において公物の出火を引き起こした職員	減給又は戒告
諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の申請をするなどして諸給与を不正に受給した職員	減給又は戒告
公金公物処理不適正	公金又は公物の不適正な処理をした職員	減給又は戒告

(3) 職務遂行関係

非違行為の種類		懲戒処分
汚職	職務の遂行に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をした職員	免職
法令等違反	職務の遂行に関し、法律、条例、規則、訓令、内訓、要綱及び要領並びに通知（以下「法令等」という。）に明らかに違反し、又は法令等の適用・解釈を著しく誤ったことにより、町又は町民等へ損害、不利益等を与えた職員	停職、減給又は戒告
職務怠慢等	職務の遂行に関し、その遂行を著しく長期間放置し、若しくは上司に報告義務等があるにもかかわらずそれを怠り、又は関係事業者等に対し明らかに誤った指示を与え、若しくは確認等を怠ったことにより、町又は町民等へ損害、不利益等を与えた職員	減給又は戒告

監督責任	職務の遂行に関し、部下職員が町又は町民等へ損害、不利益等を与える等した場合で、部下職員等に対する通常行うべき指導、監督、進行管理、確認等を怠った職員	減給又は戒告
	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員	停職又は減給

(4) 公務外非行関係

非違行為の種類		懲戒処分
殺人	人を殺した職員	免職
傷害（交通事故に係るものを除く。）	人の身体を傷害した職員	停職又は減給
暴行	暴行を加えた職員が人を傷害するに至らなかったとき	減給又は戒告
わいせつ行為等	わいせつな行為（青少年（18歳未満の者をいう。）に対するみだらな行為を含む。）をした職員	免職、停職又は減給
	ストーカー行為（同一の者に対し、つきまとい等を反復してすること）をした職員	停職又は減給
	相手の意に反することを認識の上で、職員以外の者にわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	減給又は戒告
横領	自己の占有する他人の物（公金又は公物を除く。）を横領した職員	免職又は停職
窃盗・強盗	他人の財物を窃取した職員	免職又は停職
	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	免職
詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	免職又は停職
放火	放火をした職員	免職
器物損壊	故意に他人の物を損壊した職員	減給又は戒告
酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴を言動をした職員	減給又は戒告
賭博	賭博をした職員	減給又は戒告
	常習として賭博をした職員	停職
麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員	免職

(5) 交通事故・交通法規違反関係

事故の程度 法令違反の態様	人的損害			物的損害		自損のみ	無損傷
	相手方死亡	相手方重傷	相手方軽傷	相手方の財産に著しい損害を与えた場合	相手方の財産に損害を与えた場合		
酒酔い運転 (法65条)	免職	免職	免職	免職	停職	停職	停職
酒気帯び運転 (法65条)	免職	免職	免職	免職	停職	停職	停職
無免許運転 (法64条)	免職	免職	免職	免職	停職	停職	停職
ひき逃げ (法72条)	免職	免職	停職	/	/	/	/
あて逃げ (法72条)	重過失	/	/	停職	停職	/	/
	過失	/	/	減給	減給	/	/
上記以外の法令違反	重過失	停職	停職	減給	減給	戒告	★戒告
	過失	停職	減給	戒告	戒告	訓告	★訓告

備考

- 「死亡」とは、即死又は事故後24時間以内の死亡をいう。
- 「重傷」とは、30日以上入院治療を要すると診断された障害（事故後24時間経過後に死亡した場合を含む。）をいう。
- 「著しい損害」とは、損害見積額が100万円以上のものをいう。
- 「免職」に該当する場合において、情状酌量すべき余地がある場合は、「諭旨退職」とすることができる。
- 上記以外の法令違反中「自損のみ」「無損傷」は免許停止処分の場合とする。（★印）

(非違行為に該当する複数の行為を行った場合の取扱い)

第4条 職員が第3条に掲げる非違行為に該当する行為を2以上行ったときは、当該非違行為に応じた第3条に掲げる標準的な懲戒処分のうち、最も重い懲戒処分を行うものとする。
(情状等による加重等)

第5条 前2条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの規定により行うことのできる懲戒処分より、一段階重い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 職員の非違行為の態様が極めて悪質であるとき。
- (2) 職員の非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。
- (3) 職員の非違行為が故意又は重大な過失と認められるとき。
- (4) 職員が管理又は監督の地位にあるなど職責の度合いが特に重いとき。
- (5) 職員の非違行為に該当する行為を行ったことを理由として過去に懲戒処分を受けたことがあるとき。

2 前項の規定に基づき一段階重い懲戒処分を行うときは、第3条に掲げる非違行為の種類に応じ、同条に掲げる標準的な懲戒処分が戒告の場合にあっては減給、減給の場合にあつ

ては停職、停職の場合にあっては免職とする。

(情状等による軽減等)

第6条 第3条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定により行うことのできる懲戒処分より、一段階軽い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 職員の日頃の勤務態度が極めて良好であるとき。
- (2) 職員の非違行為が軽微な過失であると認められるとき。
- (3) 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出るなど非違行為に対するその後の対応に誠意があると認められるとき。
- (4) 職員の非違行為の程度が軽微である等の特別の事情があるとき。

2 前項の規定に基づき一段階軽い懲戒処分を行うときは、第3条に掲げる非違行為の種類に応じ、同条に掲げる標準的な懲戒処分が免職の場合にあっては停職、停職の場合にあっては減給、減給の場合にあっては戒告とする。

(懲戒処分としない場合の取扱い)

第7条 職員の行為が第3条に掲げる非違行為の種類に該当する場合であって、当該職員が行った当該非違行為の態様等に照らし、懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるとき(原則として当該非違行為に応じた同表に掲げる標準的な懲戒処分に戒告が含まれているときに限る。)は、懲戒処分に至らない訓告又は嚴重注意の処分を行うこと、若しくは処分を行わないことができる。

(第3条に掲げられていない行為の取扱い)

第8条 職員の行為が非違行為に該当する場合であって、第3条に掲げる非違行為の種類に該当しないときは、当該行為に類似する非違行為に応じた懲戒処分に準じて当該非違行為に応じた懲戒処分を行うものとする。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、職員の懲戒処分に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

(交通事故等を起こした職員の懲戒処分等に関する規程の廃止)

2 交通事故等を起こした職員の懲戒処分等に関する規程(平成14年岩美町訓令第16号)は、廃止する。

附 則(平成29年4月1日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

○岩美町職員の懲戒処分等の基準に関する規程

平成23年10月1日訓令第8号
 改正 平成29年4月1日訓令第2号
 改正 令和元年9月19日訓令第6号

(目的)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づく職員の懲戒処分について、その基準に関する事項を定め、もって懲戒処分の公正を確保することを目的とする。

(適用等)

第2条 この訓令は、代表的な懲戒処分の事由を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の処分量定を掲げたものであり、地方公務員法に定める一般職の職員（臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）に適用するものとする。

(懲戒処分等の基準等)

第3条 懲戒処分等の標準例については、次のとおりとする。

(1) 一般服務関係

非違行為の種類		懲戒処分
欠勤	正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員	減給又は戒告
	正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員	停職又は減給
	正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員	免職又は停職
遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員	戒告
勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱、又は私的な行為を繰り返すなどして職務を怠った職員	減給又は戒告
職場内秩序びらん乱	暴行により職場の秩序を乱した職員	停職又は減給
	暴言により職場の秩序を乱した職員	減給又は戒告
営利企業等の従事	許可なく営利企業等に従事した職員	減給又は戒告
違法な職員団体活動	地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業及び怠業その他の争議行為をなし、又は町の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員	減給又は戒告
	地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのかし、若しくはあおった職員	免職又は停職
秘密漏えい	故意又は重大な過失により職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を与え又は町民等に重大な損害若しくは不利益等を与えた職員	免職又は停職
	過失により職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に支障を与え又は町民等に損害若しくは不利益等を与えた職員	減給又は戒告

政治的目的を有する文書の配布	地方公務員法第36条第2項に違反して政治的目的を有する文書を配布した職員	戒告
コンピュータの不適正利用	職場のコンピュータを職務外の目的で不適正に使用し、又は情報資産等を故意に破壊、改ざんした職員	停職、減給又は戒告
公文書の不適正な取扱い	公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員	免職又は停職
	決裁文書を改ざんした職員	免職又は停職
	公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って破棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	停職、減給又は戒告
セクシュアル・ハラスメント	暴行・脅迫又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることによりわいせつな行為をした職員	免職又は停職
	相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返した職員	停職又は減給
	上記の言動により相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	減給又は戒告
	上記の言動により相手が強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患したとき	停職又は減給
パワーハラスメント	職務上の地位、権限などを背景として、いじめや嫌がらせなど人権の侵害にあたる行為を行った職員	停職又は減給
	上記の言動を繰り返したことにより相手が強度のストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	免職又は停職
不適正な申請、報告等	事実をねつ造して虚偽の休暇等の申請又は報告を行い、又は必要な報告等を故意に行わなかった職員	減給又は戒告

(2) 公金公物取扱い関係

非違行為の種類		懲戒処分
横領	公金又は公物を横領した職員	免職
窃取	公金又は公物を窃取した職員	免職
詐欺	人を欺いて公金又は公物を交付させた職員	免職
紛失	公金又は公物を紛失した職員	戒告
盗難	重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員	戒告
公物損壊	故意に職場において公物を損壊した職員	減給又は戒告
出火	過失により職場において公物の出火を引き起こした職員	減給又は戒告
諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の申請をするなどして諸給与を不正に受給した職員	減給又は戒告

公金公物処理 不適正	公金又は公物の不適正な処理をした職員	減給又は戒告
---------------	--------------------	--------

(3) 職務遂行関係

非違行為の種類		懲戒処分
汚職	職務の遂行に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をした職員	免職
法令等違反	職務の遂行に関し、法律、条例、規則、訓令、内訓、要綱及び要領並びに通知（以下「法令等」という。）に明らかに違反し、又は法令等の適用・解釈を著しく誤ったことにより、町又は町民等へ損害、不利益等を与えた職員	停職、減給又は戒告
職務怠慢等	職務の遂行に関し、その遂行を著しく長期間放置し、若しくは上司に報告義務等があるにもかかわらずそれを怠り、又は関係事業者等に対し明らかに誤った指示を与え、若しくは確認等を怠ったことにより、町又は町民等へ損害、不利益等を与えた職員	減給又は戒告
監督責任	職務の遂行に関し、部下職員が町又は町民等へ損害、不利益等を与える等した場合で、部下職員等に対する通常行うべき指導、監督、進行管理、確認等を怠った職員	減給又は戒告
	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員	停職又は減給

(4) 公務外非行関係

非違行為の種類		懲戒処分
殺人	人を殺した職員	免職
傷害（交通事故に係るものを除く。）	人の身体を傷害した職員	停職又は減給
暴行	暴行を加えた職員が人を傷害するに至らなかったとき	減給又は戒告
わいせつ行為等	わいせつな行為（青少年（18歳未満の者をいう。）に対するみだらな行為を含む。）をした職員	免職、停職又は減給
	ストーカー行為（同一の者に対し、つきまとい等を反復してすること）をした職員	停職又は減給
	相手の意に反することを認識の上で、職員以外の者にわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員	減給又は戒告
横領	自己の占有する他人の物（公金又は公物を除く。）を横領した職員	免職又は停職
窃盗・強盗	他人の財物を窃取した職員	免職又は停職
	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	免職

詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	免職又は停職
放火	放火をした職員	免職
器物損壊	故意に他人の物を損壊した職員	減給又は戒告
酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴を言動をした職員	減給又は戒告
賭博	賭博をした職員	減給又は戒告
	常習として賭博をした職員	停職
麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員	免職

(5) 交通事故・交通法規違反関係

事故の程度 法令違反の態様	人的損害			物的損害		自損のみ	無損傷
	相手方死亡	相手方重傷	相手方軽傷	相手方の財産に著しい損害を与えた場合	相手方の財産に損害を与えた場合		
酒酔い運転 (法65条)	免職	免職	免職	免職	停職 免職	停職 免職	停職 免職
酒気帯び運転 (法65条)	免職	免職	免職	免職	停職 免職	免職又は 停職	免職又は 停職
飲酒運転容認 (法65条)	免職又は 停職	免職又は 停職	免職又は 停職	免職又は 停職	免職又は 停職	免職又は 停職	免職又は 停職
無免許運転 (法64条)	免職	免職	免職	免職	停職	停職	停職
ひき逃げ (法72条)	免職	免職	停職	/	/	/	/
あて逃げ (法72条)	重過失	/	/	停職	停職	/	/
	過失	/	/	減給	減給	/	/
上記以外の 法令違反	重過失	停職	停職	減給	減給	戒告	★戒告
	過失	停職	減給	戒告	戒告	訓告	★訓告
備考							
1 「死亡」とは、即死又は事故後24時間以内の死亡をいう。							
2 「重傷」とは、30日以上入院治療を要すると診断された障害（事故後24時間経過後に死亡した場合を含む。）をいう。							
3 「著しい損害」とは、損害見積額が100万円以上のものをいう。							

- 4 「免職」に該当する場合において、情状酌量すべき余地がある場合は、「諭旨退職」とすることができる。
- 5 上記以外の法令違反中「自損のみ」「無損傷」は免許停止処分の場合とする。(★印)
- 6 酒気帯び運転の停職は、前日に飲酒した場合など、一般的に酒酔いが醒めたと判断し得る程度の時間が経過している状況において酒気帯び運転で検挙された場合又はその他故意によるものとは認め難い場合に限定して適用する。
- 7 飲酒運転容認とは、飲酒の事実を知りながら同乗した場合又は運転することを知りながら酒類を提供し、若しくは飲酒を勧めた場合とする。また、事後の隠蔽に関与した場合も同様とする。

(非違行為に該当する複数の行為を行った場合の取扱い)

第4条 職員が第3条に掲げる非違行為に該当する行為を2以上行ったときは、当該非違行為に応じた第3条に掲げる標準的な懲戒処分のうち、最も重い懲戒処分を行うものとする。

(情状等による加重等)

第5条 前2条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの規定により行うことのできる懲戒処分より、一段階重い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 職員の非違行為の態様が極めて悪質であるとき。
- (2) 職員の非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。
- (3) 職員の非違行為が故意又は重大な過失と認められるとき。
- (4) 職員が管理又は監督の地位にあるなど職責の度合いが特に重いとき。
- (5) 職員の非違行為に該当する行為を行ったことを理由として過去に懲戒処分を受けたことがあるとき。

2 前項の規定に基づき一段階重い懲戒処分を行うときは、第3条に掲げる非違行為の種類に応じ、同条に掲げる標準的な懲戒処分が戒告の場合にあっては減給、減給の場合にあっては停職、停職の場合にあっては免職とする。

(情状等による軽減等)

第6条 第3条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定により行うことのできる懲戒処分より、一段階軽い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 職員の日頃の勤務態度が極めて良好であるとき。
- (2) 職員の非違行為が軽微な過失であると認められるとき。
- (3) 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出るなど非違行為に対するその後の対応に誠意があると認められるとき。
- (4) 職員の非違行為の程度が軽微である等の特別の事情があるとき。

2 前項の規定に基づき一段階軽い懲戒処分を行うときは、第3条に掲げる非違行為の種類に応じ、同条に掲げる標準的な懲戒処分が免職の場合にあっては停職、停職の場合にあっては減給、減給の場合にあっては戒告とする。

(懲戒処分としない場合の取扱い)

第7条 職員の行為が第3条に掲げる非違行為の種類に該当する場合であって、当該職員が行った当該非違行為の態様等に照らし、懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認

められるとき（原則として当該非違行為に応じた同表に掲げる標準的な懲戒処分に戒告が含まれているときに限る。）は、懲戒処分に至らない訓告又は嚴重注意の処分を行うこと、若しくは処分を行わないことができる。

（第3条に掲げられていない行為の取扱い）

第8条 職員の行為が非違行為に該当する場合であって、第3条に掲げる非違行為の種類に該当しないときは、当該行為に類似する非違行為に応じた懲戒処分に準じて当該非違行為に応じた懲戒処分を行うものとする。

（委任）

第9条 この訓令に定めるもののほか、職員の懲戒処分に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成23年10月1日から施行する。
（交通事故等を起こした職員の懲戒処分等に関する規程の廃止）
- 2 交通事故等を起こした職員の懲戒処分等に関する規程（平成14年岩美町訓令第16号）は、廃止する。

附 則（平成29年4月1日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月19日訓令第6号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

職員の懲戒処分について

岩美病院再任用職員が、令和元年6月5日から7日の間、部署異動後も返却せず所持していた歯科室の鍵により解錠し、歯科室診療材料棚から歯科鑄造用金銀パラジウム合金1袋を窃取しました。同月21日、同様の手口で1袋を窃取しました。6月5日から7日分については不起訴処分とされましたが、同月21日分については鳥取簡易裁判所で略式公判請求がされ12月12日に有罪判決を受けました。これにより職員懲戒審査委員会に諮問し、12月23日付で審査結果の報告がありましたので、同月26日付で下記のとおり懲戒処分を行いました。また本案件の発生の要因のひとつに部署異動した再任用職員が鍵を所持し続けたことがあげられます。鍵の返却を求めず放置した事務局職員についても職務怠慢があったため懲戒処分を行いました。

常日頃から法令遵守に取り組んできたところですが、今回、岩美病院職員がこのような事件を起こしたこと及び鍵の返却確認を怠ったことについては誠に遺憾であります。

今後は、服務規律の確保と徹底した再発防止に努め、町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

1 処分の日

令和元年12月26日

2 処分を受けた者及び処分内容

通所リハビリテーション室	60代	男性	主任	免職
事務局	40代	男性	事務長	訓告
平成30年度事務局	50代	男性	事務長	嚴重注意

3 その他

医療技術部の60代男性部長兼歯科室長を監督責任により嚴重注意処分

4 再発防止について

- ・診療材料を棚から取り出す職員は、管理シールにサインをする。
- ・物品納入業者が管理シール回収の際に、部署責任者又は責任者の代理の者がシール枚数などの確認をし、サインを行う。
- ・院内ネットワークにより、材料使用量を全職員に周知する。
- ・職員の異動があった際は鍵の引継ぎ等について部署の責任者及び事務局職員の2名で確認を行う。

